

あおもり施設園芸高度化研究会設置要領

(目的)

第1条 本県の施設園芸は、無加温ハウスにおける夏秋期生産が主体で、天候の影響を受けやすいほか、担い手の減少と高齢化により、作付面積や生産量が減少傾向にあり、今後、産地を維持していくためには、生産性を高める必要がある。

近年の施設園芸は、オランダを参考とし、温度や湿度、日射量等の複数の環境条件を制御できる技術の導入による、生産性の向上が期待されている。

このため、高度な環境制御技術の情報共有等を通じて、施設園芸に取り組む生産者等の生産性向上を図るため、あおもり施設園芸高度化研究会（以下、「研究会」）を設置する。

(取組内容)

第2条 研究会は、前条の目的達成のため、次の取組を実施する。

- (1) 施設園芸の高度化に関する情報共有
- (2) 今後の施設園芸の方向性の検討
- (3) その他必要な事項に関すること

(構成)

第3条 研究会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 高度な環境制御技術の実践者
 - (2) 高度な環境制御技術に関心を有する企業・団体・生産者
 - (3) 高度な環境制御技術を推進する市町村
 - (4) 試験研究機関、大学
 - (5) 県関係機関（産業イノベーション推進課、農林水産政策課、構造政策課、農産園芸課）
- 2 研究会の会長は、青森県農林水産部農産園芸課長とする。
- 3 研究会の事務局は、青森県農林水産部農産園芸課に置く。

(研究会)

第4条 研究会は、必要に応じて農産園芸課長が招集する。

- 2 研究会は、必要に応じて関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。
- 3 研究会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則 この要領は、令和8年6月30日から施行する。